

運転免許一般受験者の実態に関する調査研究Ⅱ（昭和 56 年度）

一般受験者の資質の向上の対策に活用し、交通事故の防止に寄与することを目的として、昭和 55 年度に実施した一般受験者の運転教習の方法、学科知識修得の方法等の実態調査に基づいて、一般受験者と指定自動車教習所卒業者の免許取得後の事故及び違反の実態を比較検討した。

① 昨年度のサンプル対象約 6 千人（全国からサンプリングしたもの）をそのまま追跡し、一般受験者の免許取得後（もしくは再取得後）10 ヶ月間の交通違反、事故、行政処分などについて分析した。その結果、違反者率（全体のうち何人が違反をしたかの割合）については、指定教卒、非指定教卒、私的指導、混合型との間で平均的には差は認められなかった。これを年齢層別に配列した場合、男性は若年層に違反者率が極めて高い傾向を示し、ことに私的指導での傾向が顕著である。

② 事故率（全体で何件の事故があったかの割合）をみると、私的指導の 4.0% が他の群に比べてかなり高く、指定教卒では全体の 2.1% の者が事故を起したにとどまっている（図）。免許の取消し及び停止処分を受けた人の割合も、私的指導が他の 3 つの群よりきわだって高い。しかも、この場合も取消し及び停止処分率とも私的指導による 18~24 歳までの若年層に高いことが指摘される。

③ 非指定教習所卒業者の 3 回以上の違反者率については、サンプル数が少ないため断定は難しい

が、平均的に、自己のコースを有しない教習所が他より低い。違反内容は、共通して女性に「通行禁止」違反が高いのが特徴である。事故率でみると「個人指導員」による非指定教習所の 3.9%（男性）が他よりやや高く、公安委員会の指定を前提とした教習所が 1.4% と最も低いのが特徴であるが、女性は全体に低く、かつ大差はない。個人指導員による教習を受けた若い年齢層では他の群より事故率が高いことがわかる。

④ 普通免許を過去に保有した男性の違反者率、事故率が他に比べて高く、過去に免許を保有していた者は、3 回以上の違反を繰り返す割合が 25.9% と高いことは注目される。

⑤ 私的指導により免許を取得もしくは再取得した群のドライバーに事故、停止処分が多くみられる。それは、この種の教習法では技能中心で、体系的な教習が欠如しており、この結果が違反行為に対する悪質性の意識を低下させ、反復行為に走らせてているのではあるまいか。これと類似した傾向は、非指定教習所の中での個人指導員による合格者の例でもみられる。若年層には体系的な教育を必要とし、特に初期の学習においてそれを修得させることが必要であることを示唆するものといえよう。

⑥ 違反のくり返しが「取消し」失効者にきわだって高いことは、重要な問題と思われる。つまり、違反、事故などにより取消し失効した者が免許を再取得した場合、再び違反、事故に走らせる確率が高くなることである。

図 教習方法別にみた事故率

